

令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金
交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、難聴の早期発見・早期対応により、社会や地域とのつながりの維持・継続を図るとともに、心身のフレイル予防並びに認知症の発症リスク低減及び重症化予防の推進、ひいては健康寿命の延伸につなげていくため、補聴器の使用が必要と補聴器相談医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から補聴器相談医の委嘱を受けた医師をいう。以下同じ。）が認める者が補聴器を購入する費用に対し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「適正化規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和6年4月1日以降に補聴器を購入した者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 白鷹町内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項の規定による補装具費支給制度において、補聴器に係る補装具費の支給の対象とならない者
- (3) 町又は町地域包括支援センターが実施するアンケート又は調査等に継続して協力することに同意した者
- (4) これまで補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 補聴器を初めて購入する者（これまで補聴器を購入したことのある者のうち、補聴器相談医又は認定補聴器専門店若しくは認定補聴器技能者が在籍する店舗（以下「補聴器専門店等」という。）のいずれかを経ないで補聴器を購入した者を含む。）
- (6) 補聴器相談医の診断により補聴器の使用が必要と認められた者
- (7) 補聴器専門店等において補聴器を購入した者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補聴器の本体価格の2分の1に相当する額とし、対象年度分住民税（補聴器の購入日が属する年度（当該購入日が4月から6月までの間に属するものにあつては購入日が属する年度の前年度）をいう。以下同じ。）均等割非課税者にあつては4万円、対象年度分住民税均等割課税者にあつては2万円を上限とする。

2 補聴器相談医の診断により片耳装用分のみを購入した場合の前項の適用については、「4万円」とあるのは「2万円」、「2万円」とあるのは「1万円」とする。

(補助金の申請回数)

第4条 補助金の申請回数は、1補助対象者当たり1回のみとする。ただし、片

耳装用分の補聴器の購入により補助金の交付を受けた者が、もう片方の片耳装用分の補聴器に係る補助金の交付の申請をする場合にあっては、当該補助金の交付を受けた日から3か月以内に限り当該申請をすることができるものとする。

（補助該当者の確認）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補聴器を購入する前（令和6年度に補聴器を購入した者にあっては、この限りでない。）に令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金補助該当者確認申請書兼同意書（別記様式第1号）を、町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請者が第2条各号に該当する者（以下「補助該当者」という。）であるか否かについて、令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金補助該当者確認回答書（別記様式第2号）により当該申請者に回答するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 前条第2項の規定により補助該当者であることの確認を受けた者（以下「補助予定者」という。）は、令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める日までに町長に申請しなければならない。

（1） 購入した補聴器の領収書等の写し

（2） その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等に基づき、補助金の支給要件について審査を実施するものとする。

- 2 町長は、前項の審査の結果、補助金の交付を決定し、及び額の確定をしたときは、令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記様式第4号）により、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）へ通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の審査を実施するにあたり必要と認めた場合は、申請者及び関係機関等に記載事項等の確認及び必要な書類等の提出を求めることができる。

（補助金の返還）

第8条 町長は、適正化規則第21条の規定による承認をする場合において、交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができる。

- 2 適正化規則第21条第2号に規定する町長が指定する財産は、この要綱による補助金の交付を受けて取得した補聴器とする。この場合において、同条ただし書に規定する耐用年数を勘案して町長が定める期間は、5年とする。

3 第1項に掲げるほか、町長は、偽りその他不正の行為により補助を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、当該補助金を返還させることができる。

(帳簿の備付等)

第9条 適正化規則第20条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

白鷹町長 殿

令和 7 年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金
補助該当者確認申請書兼同意書

私は、令和 7 年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金の補助該当者であることの確認を受けたいので、令和 7 年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。なお、確認に際しては、町が住民基本台帳及び市町村民税課税台帳その他所得状況が確認できる書類を閲覧する等の調査を行うことに同意します。

○申請者

フリガナ		
氏名 (署名又は記名押印)		⑩ ※署名の場合は、押印不要です。
生年月日	大正・昭和	年 月 日
住所	(〒) (電話番号)	
受診医療機関名 (補聴器相談医に限る。)		
補聴器を 購入する 補聴器専 門店等	名称、住所、 連絡先	
	店舗の区分 (該当するもの すべてに☑)	☐ 認定補聴器専門店 ☐ 認定補聴器技能者が在籍する店舗 ※上記のいずれかに該当することが補助の要件。

※申請にあたって、下記事項を確認いただいたうえで、該当する場合はチェック(☑)をお願いします。なお、任意項目を除き、すべてチェックできない場合は、申請の要件に該当しません。

- ☐私は、町又は地域包括支援センターが実施するアンケート又は調査等に継続して協力することに同意します。
- ☐私は、これまで補助金の交付を受けたことはありません。
- ☐私は、次のどちらかに該当します。
 - ①今回が初めての補聴器購入です。
 - ②これまで補聴器を購入したことがありますが、①補聴器相談医及び②認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する店舗（以下「補聴器専門店等」という。）の両方を経て購入したことはありません。
- ☐ (任意) 私は、本申請書の町への送付、町からの確認結果の受領について、

上記補聴器専門店等が代行することについて同意します。
別記様式第2号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

白鷹町長

令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金
補助該当者確認回答書

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の確認について、令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり回答します。

☐ 令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金の
補助該当者である。

上限額 : ☐ 両耳4万円（片耳2万円）
☐ 両耳2万円（片耳1万円）

☐ 令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金の
補助該当者でない。

（理由）

令和 年 月 日

令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金
交付申請書兼実績報告書

○申請者

フリガナ			
氏名 (署名又は記名押印)	 ※署名の場合は、押印不要です。		
生年月日	大正・昭和	年	月 日
住所	(〒) (電話番号)		
片耳・両耳の別	片耳・両耳	①補助上限額 (別記様式2号に 記載の額)	円
補聴器の本体価格	円	③②自己負担額×1/2 (千円未満切捨て)	円
②自己負担額	円		
補助金交付申請額 (①と③のうち少ない方)		円	

1	口座名義人 (カナ)										
2	金融機関名	銀行					店				
3	預金項目	普通 当座	4	口座番号							

○添付書類

購入した補聴器の領収書等の写し

振込用預金通帳の写し（口座番号・名義等がわかるもの）
別記様式第4号（第7条関係）
指令第 号

申請者 住所
 氏名

令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金
交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金に対し補助金 円を交付することに決定し、及び額を確定したので、令和7年度白鷹町ヒアリングフレイル予防事業補聴器購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

白鷹町長



- ・補助を受けて購入した補聴器については、5年間は、町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。